

農地制度が変わります

- 平成21年6月24日、「農地法等の一部を改正する法律」が公布されました。21年中には、「農地の利用に関する責務規定」を設けた改正農地法等が施行され、新たな農地制度がスタートします。
- 新たな農地制度は、①これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、②農地の貸借をやりやすくして、農地を最大限利用することをねらいとしています。

改正のポイントは・・・

農地を貸したいんだけど・・・

農地の貸借規制が緩和されます！

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されます（一定の要件を満たす必要があります）。

農地の借り受け者の範囲

農業者 常務 従業者	農業 生産法人	農業者 常務従業者 以外の個人	農業生産 法人以外の 法人
------------------	------------	-----------------------	---------------------

- 市町村等が農地所有者から委任を受け代理して担い手に貸付等を行う事業が新設されます。

許可なく転用してしまうと・・・

違反転用に対する罰則が強化されます！

- 違反転用等に対する処分・罰則が強化されます。
- 都道府県知事等による行政代執行制度が創設されます。

事項	現行	改正
①違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）	3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）
②違反転用における罰金・没収命令違反	6ヵ月以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）	3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）

耕作していないと・・・

遊休農地に対する指導が強化されます！

- すべての遊休農地が指導の対象となります。
- 農業委員会が、年1回農地の利用状況を調査します。
- 遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います。

農地を相続する場合は・・・

農業委員会への届出が必要になります！

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要になります。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられることになります。
- 耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができます。

お問い合わせ先 三好市農業委員会事務局（電話 72-7621）

公的個人認証サービスについて

公的個人認証サービスとは、インターネットを通じて安全・確実な行政手続き等を行うために、他人によるなりすまし申請や電子データが通信途中で改ざんされていないことを確認するために使用する、電子証明書（住基カード内に保存される情報）を発行する公的なサービスです。このサービスを利用すると、ご自宅や職場などのパソコンから様々な行政手続きを行うことができます。

手続きに必要なもの

- ①住民基本台帳カード（写真つき住民基本台帳カードをお持ちの方は次の②は不要です）
- ②運転免許証やパスポートなどの写真のついた公的身分証明書
- ③発行手数料500円

電子証明書の有効期限は3年です。すでに電子証明書の発行を受けている方は、有効期限の満了により順次失効しますので、引き続きご利用いただくため、更新手続きをしてください。また、転居や氏名の変更などがあった場合は、新たに電子証明書を取得する必要があります。

公的個人認証サービスの一時停止について

公的個人認証サービスセンターのシステム機器更改に伴い、システムを停止いたします。これに伴い、次の日程でサービスの提供を一時停止いたします。

【平成21年12月25日17時～平成22年1月4日8時30分】

- ・市民課窓口においての電子証明書の発行、失効手続き
- ・失効サービス

【平成21年12月26日7時～18時平成22年1月1日～3日の期間で数分程度】

- ・有効性確認サービス
- ・官職証明書検査サービス

詳しくは公的個人認証サービスポータルサイト (<http://www.jpki.go.jp/>) をご覧ください。

お問い合わせ先
三好市市民課
電話 72-7609



市営住宅入居者募集

市営住宅の入居者を募集します。入居を希望される方は12月25日（金）までにお申込ください。

■ お申込みできる方

- ①現在、同居しているか、同居しようとする親族がある方
- ②現に住宅に困っていることが明らかの方
- ③税金・水道・保育料等の公共料金を滞納していない方
- ④所得が所定の基準に該当する方
- ⑤申込者または同居親族が暴力団員でない方

■ 公営住宅の所得基準

入居世帯の所得合計が月額15万8千円以下であること。ただし次の場合は所得合計が月額21万4千円以下であれば入居可能です。

- ①高齢者世帯 入居申込者が60歳以上で同居しようとする親族全員が18歳未満または60歳以上である場合
- ②障害者世帯 入居者または同居者が、障害者・戦傷病者・被爆者・引揚者等である場合
- ③子育て世帯 同居者に小学校就学前の子供のいる世帯

■ 特定公共賃貸住宅の所得基準

入居世帯の所得合計が月額15万8千円以上48万7千円以下であること。

※上記の所得基準に当てはまらない方でも、入居可能な場合がありますので、下記にお問い合わせください。

■ お申し込み・お問い合わせ先

池田地区	三好市役所	(電話 72-7681)
三野地区	三野総合支所	(電話 77-4804)
井川地区	井川総合支所	(電話 78-5005)
山城地区	山城総合支所	(電話 86-2432)
東西祖谷地区	東祖谷出張所	(電話 88-2893)

住宅名	所在地	戸数	入居区分	築年度
三野花園団地	太刀野山	1	公 営	S56
井川中津団地	井内西	1	公 営	H8
井川西井川団地	西井川	1	公 営	S60
池田白地団地	白 地	1	公 営	S54
池田州津 A 団地	州 津	1	公 営	S53
池田板野団地	イタノ	2	公 営	S53
池田中西 B 団地	中 西	1	公 営	S48
池田西山浜団地	西 山	1	公 営	S59
山城下名 1 号団地	下 名	2	公 営	S57
山城下名 2 号団地	下 名	1	公 営	S57
山城下川団地	下 川	1	公 営	S52
山城西宇 1 号団地	西 宇	1	公 営	H3
山城永美団地	下 川	1	公 営	H7
山城永美団地	下 川	3	特 定	H7
山城伊予川団地	信 正	1	特 定	H9
東祖谷和田第 1 団地	和 田	4	公 営	S53
東祖谷菅生第 2 団地	菅 生	1	公 営	S54
東祖谷榎尾団地	榎 尾	1	公 営	S54
東祖谷新居屋団地	新居屋	2	みなし	S51
東祖谷名頃団地	菅 生	2	公 営	S53
東祖谷名頃団地	菅 生	1	みなし	S53
西祖谷一宇団地	一 宇	1	公 営	S60
西祖谷西岡団地	西 岡	2	みなし	S62
西祖谷第 2 西岡団地	西 岡	6	公 営	H 4
西祖谷榎団地	榎	1	公 営	S53
西祖谷榎団地	榎	4	みなし	S53
西祖谷ふるさと団地	一 宇	9	貸 付	H13

公営＝公営住宅 特定＝特定公共賃貸住宅
貸付＝貸付住宅 みなし＝みなし特定公共賃貸住宅

三好市市有財産の売却について

三好市では、次の物件を一般競争入札で売却しますので、購入希望者は、三好市管財課までお問い合わせ下さい。最終お問い合わせは、平成21年12月25日までです。

お問い合わせ先
三好市管財課（電話 72-7635）



入札物件の概要

場所 三好市池田町シンヤマ 3797-10
地目 畑
地積 989㎡(299.7坪)
地籍調査済み
最低売却価格 220万円
条件 畑のため農地法第3条による購入制限があります。



入札物件の概要

場所 三好市西祖谷山村今久保 11-10
地目 雑種地
地積 30㎡(9坪)
最低売却価格 48万円

女性消防隊の活動用品を購入

市では、(財)日本消防協会が行う「女性消防隊による安全で災害に強い地域づくり推進事業」の助成を受けて、次の消火防災訓練用資機材を購入しました。この事業は、同協会が(財)自治総合センターから受け入れる助成金を財源として、女性消防隊などの育成強化を図るための助成を行い、安全で災害に強い地域づくりを推進するとともに、宝くじの普及宣伝を目的として行われているものです。

【購入物品】

D-1級軽可搬消防ポンプ・台車1式、災害組織用救急箱1式、救急三角巾1式、折りたたみ四つ折担架1台、投光器2台、コールドリール2台、発電機1台

三好市危機管理室
電話 72-7625



宝くじは豊かさ楽しくカラ持ち。



宝くじは、広く社会に普及されています。

